

## アルゼンチン商標法について

2016年12月14日

※2017年11月8日改訂

※2018年2月13日改訂

特許業務法人  
**HARAKENZO**  
WORLD PATENT & TRADEMARK

### 0. はじめに



(外務省 HP - 地域別インデックスより引用)

アルゼンチンは、南米の南端に位置し、農業と工業を主要産業とする国家です。2014年に債務不履行(デフォルト)を行ったばかりなので「貧しい国」のイメージがあるかもしれませんが、2015年のGDPは5,832億ドル(世銀)で、南米2位であり、南米でビジネスを展開するに当たっては無視できない存在です。

近年、フィンテックに係る事業も活発化しており、当該事業に係る知財活動や企業にも注目が集まっています。

商標の関係では、アンデス共同体には加盟していませんが、独特の異義申立制度や、更新時に使用宣誓書が必要ななどの制度を

有しています。

2018年2月時点においてマドプロの加盟時期は未定ですが、同加盟にはアルゼンチンと欧州間でのFTAの合意形成の状況が影響すると考えられており、欧州では唯一フランスが農業保護の観点からFTAに反発しているとの声も聞かれているようです。また、2018年1月11日公布の改正商標法により、商標権の権利の消長に対して、商標局が積極的に関与することとなります。

### 1. アルゼンチンにおける商標法

1981年2月1日施行の商標法が適用されています。2016年に異議申立制度につ

いて改正がありました。

更には2018年1月11日公布の改正商標法により、異議申立制度、一出願多区分制度、登録商標の一部取消制度等について改正がありました（→後述）。

..... (全8ページ).....

以上

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、  
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

大阪法務部長 : 八谷 晃典 (大阪本部在籍)

東京法務部長 : 石黒 智晴 (東京本部在籍)

TEL (大阪) : 06 - 6351 - 4384 (代表)

TEL (東京) : 03 - 3433 - 5810 (代表)

E-Mail : ipkenzo@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。

当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。  
是非ご参照下さい。

< 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>

< 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>

< 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>

< 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

< 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。